



宇美町 消防団 vol.34

問 危機管理課
防災防犯係
☎933-5500
FAX934-2275

令和3年宇美町消防団・南部消防署 合同出初式の開催 中止



【消防団長訓辞】

消防団の仕事初めともいえる「出初式」、式典では消防功労者に対しての表彰、梯子・太鼓・纏の伝統技術披露などが行われ、毎年多くの方が観覧のため来場します。今年も1月10日(日)に規模を縮小しての開催準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、開催中止となりました。

新年恒例の出初式を楽しみにお待ちいただいていた皆さんには、誠に申し訳ございませんが、現状をご理解のうえ、ご了承ください。

今回は、式典で消防団長より団員へ伝えられる訓辞を紹介します。

新年明けましておめでとうございます。昨年からは新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、日本国内でも第三波により感染者が急増しております。コロナ禍の中、出初式開催により、団員・署員の中から感染者を出すことになれば、団員・署員、またその家族にまでおよぶ恐れがあり、有事の際に、消防本来の活動に支障をきたすことから、本年度においては、「令和3年宇美町消防団・南部消防署合同出初式」の開催を見送ることとしました。新年恒例の伝統行事である出

初式開催を見送ることについては、団員・署員の皆様ひいては、町民の皆様への安心安全を守るため、断腸の思いではありますが、今回の決断について、まず初めにご理解をお願いいたします。

昨年はさまざまな事があり、今もなお、猛威を振るう新型コロナウイルスにより、世界規模で甚大な影響を受けました。もちろん消防団も今回のように行事が中止や延期、縮小となりました。その様な中でも災害や火災は待つてくれません。九州を中心に襲った「令和2年7月豪雨」や100年に一度と報道された9月の台風10号では、消防団も出動し地域巡回などの活動を行いました。11月、12月には、火災での出動もありました。団員の素早い対応で他への延焼、ケガ人もなく消火活動ができました。このコロナ禍でも、このような有難い際には、我々消防団は出動しなければいけません。日々の訓練は重要となります。

昨年は色々な訓練、研修が中止となっていく中、宇美町危機管理課の方々や南部消防署の皆様のご協力により感染対策をしっかりと行っ

えでの、実技講習や座学研修をしていただきました。このような団員の育成を図る取組は今回の消防団活動の場で、大いに活かせることができ、ご指導いただきました皆様にお礼申し上げます。

また昨年から新たにSNSを使った消防団の広報活動も始めました。まだまだ手探りではありますが、さまざまな活動を紹介、発信し多くの方々に観てもらい、新規団員の確保に繋げていければと思います。

昨年、宇美町制施行100周年を迎え、今年は新たな次の未来を進みます。我々消防団も厳しい状況ではありますが、立ち止まることなく新たな一年を進みましょう。コロナに負けず、宇美町愛を忘れず、町民の生命と財産を守るべく、宇美町消防団、全集中で頑張りましょう！

最後に、日頃消防団活動にご支援頂いております皆様方、そして団員並びにご家族のご健勝とご多幸を祈念いたしまして団長の訓辞といたします。

令和3年1月

宇美町消防団 団長 音成芳晴

共働事業提案制度 実施団体募集

町では、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを実現するため、町民活動団体と町が共働で実施する公益的な事業提案を募集する「宇美町共働事業提案制度」の共働事業を募集します。

子育て支援、高齢者福祉、文化交流、防災などさまざまな分野で、あなたの自由なアイデアをまちづくりに活かしてみませんか。

※今回の募集から「新型コロナウイルス感染症対策を行うこと」を必須条件としています。

共働事業提案制度の概要

▼対象

自主的に社会貢献性を持つ団体（当該活動で得た利益の分配を目的としなものに限る）

▼経費の負担額

- ・町の負担額 事業の実施に必要な総事業費の5分の4以内（1事業あたり30万円を限度とする）
- ・実施団体の負担額 総事業費のうち町の負担額以外の額

▼審査

共働事業提案制度実施判定委員会において、審査を行います。

▼募集期間

2月15日(月)～3月15日(月)
※詳しくは、まちづくり課で配布している「宇美町共働事業提案制度募集要項」をご覧ください。

共働ってなんですか？

共働とは、さまざまな主体同士が、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識し合い、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に楽しみながら行動していくことです。

問 まちづくり課 共働推進係
☎934-2370 FAX934-2371

3/31(水)
締切

感染防止対策実施事業者 協力金の申請はお済みですか？ —— 給付対象事業所を拡大 ——

国が提唱する「新しい生活様式」の普及を図るため、感染防止対策を実施した町内の事業者の皆さんに対し、『感染防止対策実施事業者協力金』を給付しています。

申請がお済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

▼給付対象者を拡大

「常時使用する従業員が20人以下の事業者」という条件を廃止しました。

▼給付額 1事業者5万円(1回に限る)

※対策費として1万円以上の支出をした場合

▼申請期限 3月31日(水)消印有効

詳しくは、町ホームページ、または、次の二次元コードからご確認ください。

問 まちづくり課 商工観光係

☎934-2370 FAX934-2371

感染防止 対策協力金

